

令和6年度 第7回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和6年10月

魚沼市農業委員会

## 令和6年度第7回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 18名 定員 19名  
欠席 1名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	大塚 寛	
○		2	貝瀬 正美	
○		3	高橋 祐次	
○		4	小岩 孝徳	
○		5	蕪澤 芳子	
○		6	井口 恒一郎	
○		7	星 仁 右エ門	
○		8	星 野 幸 夫	
○		9	佐 藤 洋 一	
○		10	浅 井 典 裕	
○		11	小 幡 中 治	
○		12	阿 達 正	
○		13	吉 田 久	
○		14	穴 沢 勝 也	
○		15	櫻 井 信 夫	
	○	16	佐 藤 陽 二	
○		17	瀧 澤 悟	
○		18	桑 原 正 文	
○		19	上 村 喜 久 雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		斎 藤 勝 浩	
○		森 山 玲 子	
○		櫻 井 紀 彦	

## 令和6年度 第7回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和6年10月25日

日程	議案番号	付 議 事 件
		開会宣言 15 時 00 分
1		報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について  <u>17 番 瀧澤 悟 委員</u>  <u>18 番 桑原 正文 委員</u>
3	報告第1号 報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号 議案第7号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画の決定について 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について 土地収用法第18条第2項第5号の規定に基づく意見決定について
5		その他
		閉会宣言 15 時 55 分

# 令和6年度 第7回魚沼市農業委員会総会議事録

令和6年度第7回魚沼市農業委員会総会は、令和6年10月25日魚沼市役所本庁舎3階301、302会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（斎藤事務局長）

時間になりましたので、総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち欠席の届け出のあった方、議席番号16番佐藤陽二委員の1名です。出席者数18名で魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただ今から令和6年度第7回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は15時00分）

上村会長  
（挨拶）

## 会 務 報 告

議 長（上村会長）

日程第1報告事項会務報告、事務局長お願いいたします。

事務局（斎藤事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続いて、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（菝澤芳子委員）

第1部会では、特に報告するようなことはありません。

第2地区部会会長（櫻井信夫委員）

今月は特に報告・連絡事項はありません。

第3地区部会会長（佐藤洋一委員）

第3部会も報告事項はございません。

第4地区部会会長（浅井典裕委員）

報告事項はございませんが、第4部会の方は総会終了後、意見交換を行います

ので、集合願います。以上です。

広報部部会長（阿達正委員）

広報部会とは関係ありませんが、研修旅行の委員ということで、皆さんからアンケートをいただいた結果を机の上におきました。この後、事務局と相談して日程調整等検討し、また皆さんにご報告をしたいと思います。よろしく願います。以上です。

議長（上村会長）

それでは、日程1報告事項会務並びに部会報告が終了いたしました。内容につきまして質問・ご意見のあるかたは、ご発言をお願いいたします。

桑原正文委員

第2部会の方は、会議終了後に面積要件の件について、1件皆さんと情報を共有したいことがありますので、若干残っていてももらいたいと思います。よろしく願います。

議長（上村会長）

私から、先日のJA魚沼大農業祭に参加いただきました委員・推進委員の皆さん、大変ありがとうございました。また、11月に入りまして、非常に行事があります。上中越の合同研修会、また県の農業委員会大会、その他に食育出前授業が2カ所というようなことで、この11月は毎年そうですけれども、事業が重なるというようなことでございますが、特に研修会、上中越また新潟県の農業委員会大会、全員の皆さま方からも参加をお願いしたいと思います。

また、局長からもありましたが、11月25日に恒例でございますが、認定農業者会との意見交換会ということでございます。昨年もそれぞれ認定農業者の皆様方から発言をお願いしたわけでございますけれども、私ども農業委員・推進委員からも是非ひとつこの現況を踏まえる中での問題点等々がありましたら意見・提案等をいただきたいと思います。特にそれぞれ第1～第4部会の部会長の皆さま方、意見等をまとめられるようでありましたら、発言のほうをよろしく願いたいと思っております。活発な意見交換となるよう、よろしく願います。

それでは、皆さま方から、特になければ、次に進めさせていただきます。

## 議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてあります。議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、私のほうから指名させていただきます。まず、議席番号17番瀧澤悟委員及び議席番号18番桑原正文委員の両名を指名いたします。

## 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について

議 長（上村会長）

続いて、日程第 3 報告第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の 3 ページをご覧ください。

日程第 3 報告第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について、今月は 30 件、105 筆、68,739.96 m<sup>2</sup>の届け出がありました。解約の理由は、賃貸人が耕作、貸借人への売却、第三者に利用権設定、契約内容を変更するため、労力不足となっています。詳細については事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議 長（上村会長）

報告第 1 号につきまして、事務局の報告が終了いたしました。事前配付ということで目を通していただけたかと思えます。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

それでは、特にないということで、報告第 1 号につきましては、事務局の報告のとおりといたします。

## 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

議 長（上村会長）

続いて、日程第 3 報告第 2 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の 13 ページをご覧ください。

報告第 2 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、今月は 9 件受理しました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方が継続して耕作されていくものと思えます。

なお、整理番号 3 番及び 5 番につきましては、相続手続きの遅れにより司法書士から届け出のあったものです。説明は以上です。

議 長（上村会長）

報告第 2 号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第 2 号につきましては、事務局の報告のとおりといたします。

## 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の15ページをご覧ください。

日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買2件です。

整理番号1 申請地       \*\*\*\*\* 田 213 m<sup>2</sup>  
                  権利種別 所有権移転 売買 対価\*\*\*\*\*円  
                  譲受人       \*\*\*\*\*  
                  譲渡人       \*\*\*\*\*

申請の理由は、譲渡人の要望です。譲渡人と譲受人は兄弟であります。弟の譲渡人は市外在住であり耕作出来ないため、兄である譲受人が保全管理をしてきましたが、この度売買の話がまとまり、申請があったものです。農地取得後は、畑作をしていくとのこと。譲受人は農業経験がありますので、効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号2 申請地       \*\*\*\*\* 畑ほか1筆 合計 453 m<sup>2</sup>  
                  権利種別 所有権移転 売買 対価\*\*\*\*\*円  
                  譲受人       \*\*\*\*\*  
                  譲渡人       \*\*\*\*\*

申請の理由は、譲渡人の要望です。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、市外在住であり農業経験がなく耕作できないため、以前から保全管理をしていた譲受人と売買の話がまとまり、この度申請があったものです。申請地は栗の木がありますが、今後も栗を栽培し、ほかにも農作物を栽培するとのこと。譲受人は農業経験が十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

以上、整理番号1番・2番につきまして、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第1号、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

井口恒一郎委員

議案第1号ですが、8月9日に当事者と面談をさせていただきました。8月26日には第2部会での情報共有ということで、ご理解をいただいております。10月20日に現地確認をさせていただきました。現在、地目は田となっておりますが、畑ということで耕作がされております。今後においても譲受人につきましては、

畑で耕作をしたいということでございますので、譲受人の方には地目変更をしては、という話をさせていただいております。

高橋祐次委員

議案第2号ですが、先日、現地確認及び譲受人と電話連絡をしまして、今までどおり栗の木の下を管理していくということでした。現地も草刈りをしてありましたので、今後は機械を使って、少し耕して畑あるいは木をもう少し植えようかと本人は言うておりましたので、事務局の説明のとおりです。

議長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、採決に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番・2番所有権移転売買に関する2項につきまして、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、申請どおり許可いたします。

## 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の17ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は1件です。

整理番号1	申請地	*****	田	150 m <sup>2</sup>
	申請人	*****		
	申請概要	宅地の拡張		
	転用目的	一般住宅敷地		
	農地区分	第3種農地		
	判断理由	住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんしているため		

申請人が現在居住する住宅前の農地について、土地の整理をしていたところ、当該農地隣の宅地に住宅を建築した昭和45年頃より、申請農地について、事前に行うべき農地転用許可申請を失念しており、農地法の許可を得ていないまま自宅前通路及び緑地花壇等の庭用地として利用していたことが判明いたしました。そのため、この度、申請とともに始末

書が提出され、追認の案件となっております。

なお、今後の利用については、これまでどおり通路及び庭用地として一体的に利用することです。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第2号、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

阿達正委員

整理番号1番ですが、先日現地を確認し、申請人と話をしてきました。事務局の説明どおりです。

議 長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番につきまして、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

## 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の19ページをご覧ください。

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は2件です。

整理番号1	申請地	*****	田	245 m <sup>2</sup>
	借受人	*****		
	貸付人	*****		
	申請概要	一般住宅2階建て1棟		
	転用目的	一般住宅建築敷地		
	農地区分	第3種農地		
	判断理由	住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんしているため		
	権利種別	使用貸借権設定		

借受人は現在、市内の賃貸住宅に居住しておりますが、子供が大きくなり手狭となったことから、実家に隣接する祖父所有の申請地を借り受け、住宅を新築するため申請があったものです。

整理番号2 申請地 \*\*\*\* 田ほか1筆 合計 118 m<sup>2</sup>  
譲受人 \*\*\*\*  
譲渡人 \*\*\*\*  
申請概要 宅地の拡張  
転用目的 一般住宅敷地  
農地区分 第2種農地  
判断理由 中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため  
権利種別 所有権移転 贈与

申請地は譲受人の居宅前の農地であり、これを取得し、夏は花壇等の庭用地及び通路として、冬場は排雪場所として一体的に利用するものです。

なお、本件は事前に行うべき農地転用許可申請を失念しており、平成4年頃に譲受人が申請地北側に住宅を建築して以来、既に花壇、通路等として利用していたため、始末書が提出され、追認の案件となっております。

議長（上村会長）

議案第3号につきまして、事務局に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

佐藤洋一委員

整理番号1番ですが、10月22日に現地確認に行きました。事務局の説明のとおりであり、両脇は既に住宅が建っており、他の農地の耕作の邪魔になるような状況ではありません。

櫻井信夫委員

整理番号2番ですが、譲受人と連絡を取り、10月19日午前8時に現地確認。事務局の説明どおり補足事項はありません。

議長（上村会長）

議案第3号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第3号につきまして、異議なしと認め、許可いたします。

## 農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第4号農地法の適用を受けない事実確認の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の21ページをご覧ください。

議案第4号農地法の適用を受けない事実確認の決定について説明いたします。これは、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの確認を求めるものであり、いわゆる非農地証明となります。今回は2件、4筆、合計506㎡です。

整理番号1	申請地	*****	畑ほか1筆	合計184㎡
	新地目	原野		
	申請人	*****		
	非農地の原因	40年以上前から耕作放棄。干溝地区の東側山間に位置し、周囲は原野または林野の状況。面積小、傾斜地の不整形地であり雑草雑木が繁茂。耕作不適・耕作不便。		
整理番号2	申請地	*****	田ほか1筆	合計322㎡
	新地目	原野		
	申請人	*****		
	非農地の原因	約17年前に賃貸借が終了した以降耕作放棄。県道沿いにあり、宅地隣接、南東は墓地となっており、現況は雑草雑木が繁茂。また、いずれも都市計画における用途地域区域に指定されている。以上のことから耕作不適。		

以上、2件につきまして、現地確認の状況から変更に同意するものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第4号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第4号農地法の適用を受けない事実確認の決定について、整理番号1番・2番について申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。

## 農用地利用集積計画の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第5号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の23ページをご覧ください。

議案第5号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。これは、農業経営基盤強化促進法等一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされる改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	43 件
	筆数	142 筆
	面積	135,463.98 m <sup>2</sup>

所有権移転	件数	1 件
	筆数	3 筆
	面積	2,812.00 m <sup>2</sup>

以上、利用権設定の詳細につきましては、事前配布のとおりとなります。

次に、所有権移転につきまして、39ページをご覧ください。

整理番号5-1 所有権を移転する農用地	*****	田ほか2筆
		合計 2,812 m <sup>2</sup>
所有権を移転する者	*****	
	*****	
所有権の移転を受ける者	*****	
所有権移転 贈与		

以上、農用地利用集積計画の利用権設定及び所有権移転につきまして、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしているものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第5号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

小岩委員

31ページの整理番号2-3ですけれども、賃貸借設定で1反8万円というのがあるのですけれども、これが非常に高いような気がするのですけれども、何か理由があるのでしょうか。

事務局（森山係長）

この金額で契約をするという申出を受けております。

議 長（上村会長）

間違いないということですね。利用権設定を受ける方からの提案ということで、解釈してよろしいということだそうです。

小岩委員

はい。分かりました。

議 長（上村会長）

よろしいでしょうか。そのほかどうでしょうか。

（特になし）

それでは、議案第5号につきまして特にないようですので、採決に入ります。議案第5号農用地利用集積計画の決定について、事務局の報告のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。

## 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第6号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の41ページをご覧ください。

議案第6号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取を説明いたします。これは、市長が農用地利用集積等促進計画案を作成するにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を求められたため、農業委員会の意見を決定するものです。

利用権（設定）	件数	3件
	筆数	17筆
	面積	10,474.00㎡

基盤強化促進法等の改正により、令和5年4月1日から農用地利用集積計画と農用地利用配分計画が廃止になり、農用地利用集積等促進計画に一本化されました。2年間の経過措置があるため、集積、配分は地域計画策定まで今までと同様に利用集積計画等を定めていますが、中間管理機構から借り手への転貸は農用地利用集積等促進計画を定めることとなります。今回、中間管理機構に集積された農地が様々な理由により、記載のとおり別の借り手へ転貸される事になり、促進計画案の作成には農業委員会への意見聴取が必要となるため、市長からの依頼が

ありました。

つきましては、農業委員会としての意見がある場合はお願いいたします。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第6号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして、質問・ご意見等お願いいたします。

阿達正委員

整理番号3-1の所有者不明という土地については、どういう扱いなのか。  
10a当たり4,600円になっていますけど、誰に払うのですか。

事務局（森山係長）

中間管理機構になります。農地の所有者が亡くなり、その後親族が相続放棄し所有者が不明になったために、所有者不明農地制度を利用して、中間管理機構を通して賃借され耕作されてきた農地になります。この度賃借人が諸事情で耕作できなくなったために、第三者に権利を転貸したいということで今回の議案、意見聴取に上がってきております。以上です。

議長（上村会長）

よろしいでしょうか。そのほかはどうでしょうか。

（特になし）

特になければ採決に入ります。議案第6号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について事務局の報告のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。

## 土地収用法第18条第2項第5号の規定に基づく 意見決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第7号土地収用法第18条第2項第5号の規定に基づく意見決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（斎藤事務局長）

議案書43ページをご覧ください。

これは、令和6年9月20日付け魚地福第78号で社会福祉法人魚沼地域福祉会理事長から照会があったものです。土地収用法第16条の規定による事業の認定申請に係る農地について、同法18条第2項第5号の規定に基づく意見決定を求めるものであります。

めくっていただきまして、議案書44ページをご覧ください。

魚沼地域福祉会では、障害者施設でありますやいろの里増改築に伴う駐車場、農作業実習地の移転整備事業を計画しております。本事業に必要となります岡新

田地内の施設隣の農地につきまして、土地収用事業の認定申請にあたり、土地収用法に基づく関係行政機関の意見書を添付する必要があるとのことです。この本意見照会に対しまして、土地収用法第16条の事業認定を受けた場合は、農地法第4条第1項の但し書きの第6号に基づきまして転用許可が不要となりますので、回答としまして農地法上特に支障なしと回答するものであります。以上です。

議長（上村会長）

議案第7号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので採決に入ります。議案第7号土地収用法第18条第2項第5号の規定に基づく意見決定について報告のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。

## その他

事務局（斎藤事務局長）

- ・11月の認定農業者会と農業委員会の意見交換会について
- ・11月開催の食育出前事業への参加・ご協力をお願い
- ・上・中越協議会合同研修会、農業委員会大会について
- ・令和6年度新潟県女性委員等研修会の案内について

議長（上村会長）

本日提案の報告並びに議案につきましては、それぞれ慎重審議をいただきました。以上持ちまして終了いたします。大変ありがとうございました。

（時刻は15時55分）

上記会議の内容は、令和6年度第7回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

魚沼市農業委員会

議長

---

議席番号 17番

---

議席番号 18番

---